

三好市

農業継続応援給付金

申請期限：令和5年1月31日（火）17時

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、肥料、飼料、燃油等の価格高騰に直面する農業者の農業継続を支援します。

支給額

個人 5万円

法人 10万円

支給対象者

令和4年11月1日時点で、次の要件をすべて満たす農業者

- ① 三好市内に住所又は事業所を有する農業者（個人・法人）であること。
- ② 令和3年（法人の場合は直近事業年度）分農業収入の申告を行っていること。又は令和4年に新規就農をしており、営農活動をしていること。
- ③ 本給付金の受給後も、農業を継続する意思があること。
- ④ 肥料、飼料、燃油等の価格高騰の影響を受けた者。
- ⑤ 三好市農業継続応援給付金支給申請書兼請求書に記載されている誓約事項に同意する者。

提出書類

- (1) 三好市農業継続応援給付金支給申請書兼請求書
- (2) 個人の方：申請者の本人確認書類の写し
（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）
法人の方：法人事業概況説明書の写し
- (3) 新規就農者：営農又は販売実績が確認できるものの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

申請方法

上記書類をご提出ください。

提出方法：郵送又は持参

提出先：右記又は市役所各支所

お問合せ先

電話 0883-72-7608

〒778-0002 三好市池田町マチ2145-1

三好市役所 農林政策課（分庁舎）